



神宅小学校 学校だより

学校教育目標

2022年11月1日発行

11月



校訓「自立・勤勉・協同」



心身ともに健康で、よりよく、
たくましく生きる児童の育成

11月は、参観日・親子スポーツ大会を皮切りに、子どもたちが心待ちにしている修学旅行やバス遠足などの行事を予定しています。また、このさわやかな好季節に、学習や読書、スポーツなど学びを深めるための取組をしっかりと進めていきます。

いじめゼロをめざして

そもそも、「いじめ」とはなんでしょう。「昔からあった」という声もあれば、「一度だけでもいじめにあたるのか」という疑問の声もあるようです。平成25年から施行されてる「いじめ防止対策推進法」によると、次のように定義づけられています。

いじめとは

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

つまり、力の強弱や継続性、反復性等に関係なく、対象児童が心や体に苦痛を感じ、「つらい」、「やめてほしい」と感じていたら、その行為は「いじめ」であると、この法律は定めています。いじめは、たとえ遊びの中でのささいなトラブルであっても、見逃し積み重なると重大な事件に至ることがあります。そのため、学校内外を問わず、いじめに対する感度を上げ、いじめの芽の段階で発見し解決するための定義となっています。

学校の取組み

- 毎月末にいじめアンケートを実施し、子どもと面談を行っています。
- 「学校いじめ防止基本方針」を作成し、HPで公開しています。
- 人権学習や道徳科で「いじめ」についての授業に取り組んでいます。
- 「いじめゼロ集会」を12月4日（日）の参観日に実施します。

アンケートの回答に子どもの困り感が確認されたら、必ず教師が子どもと話し、その思いを受け止めた上で、子どもどうして解決できるのか、教師のコーディネートが必要かを判断し、早期対応・早期解決を図っています。



「深刻な」いじめにつながるのではないかと考えられる場合

例えば右のようなことで、された子どもが「いやだ・つらい・やめてほしい」と少しでもいやな思いをしたと感じたら緊急性をもって対応します。もし、気になること、心配なことがありましたら、担任までご連絡をよろしくお願いいたします。



いつもありがとうございます！



早朝、水まきや植え込みの手入れをしてくださる木野さんご夫妻

- いやなあだ名で呼ばれる ○ひやかされる
- からかわれる ○仲間外れにされる
- 無視される ○悪口や陰口を言われる
- 遊びの中で暴力を受ける
- 遊びの中でいつも1対多数になる

神宅幼稚園・小学校は、緑豊かな環境にあります。その環境整備を中心になって担ってくださるのが、学校ボランティアの木野さんご夫妻です。植え込みや高木の剪定・消毒や、花の水やり、道路の清掃に至るまで大変お世話になっています。来校者の中には、整備された木々の美しさにびっくりする方もいらっしゃいます。

